

(健Ⅱ422F)
令和3年11月30日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルスワクチンの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の別添事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありましたので、ご連絡いたします。

本事務連絡は、初回接種（1・2回目接種）の完了から原則8か月以上の間隔をおいて1回接種することとされていた、新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）について、例外的に8か月以上の間隔をおかずに実施して差し支えない場合を下記のとおり整理したものです

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 医療機関等（医療機関、高齢者施設等）においてクラスターが発生した場合に、当該医療機関等の入院患者、入所施設利用者、通所施設利用者及び当該医療機関等で業務に従事する者であって、感染拡大防止を図る観点から必要な範囲のものに接種する場合。
- 同一の保健所管内の複数の医療機関等でクラスターが発生した場合に、当該医療機関等の所在する保健所管内の医療機関等の入院患者、入所施設利用者、通所施設利用者及び当該医療機関等で業務に従事する者であって、感染拡大防止を図る観点から必要な範囲のものに接種する場合。

※実施に当たっては、市区町村が接種計画を策定し、事前に都道府県を通じて厚生労働省と相談する。

※既に配分されたワクチン（初回接種のために配分されたものを含む）を使用する。

※初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施する。

(参考)

○第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料（令和3年11月15日（月））

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192554_00014.html

○新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領

<https://www.mhlw.go.jp/content/000834603.pdf>

○予防接種実施規則（令和3年11月17日付（健Ⅱ405F）参照）

事務連絡
令和3年11月26日

各〔都道府県〕
〔市町村〕衛生主管部（局）御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて

新型コロナワクチンの追加接種については、厚生科学審議会での議論を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）別添）において初回接種の完了から原則8か月以上の間隔をおいて1回接種することとしましたが、例外的に初回接種の完了から8か月以上の間隔をおかずに追加接種を実施して差し支えない場合について、下記のとおり整理しました。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡の内容について御了知の上、関係機関等への周知を行っていただくようお願いいたします。

記

感染拡大の防止を図る観点から、特に必要と認められる以下の場合には、例外的に初回接種の完了から8か月以上の間隔をおかずに追加接種を実施して差し支えないものとする。

- ・ 医療機関等（医療機関、高齢者施設等）においてクラスターが発生した場合に、当該医療機関等の入院患者、入所施設利用者、通所施設利用者及び当該医療機関等で業務に従事する者であって、感染拡大防止を図る観点から必要な範囲のものに接種する場合
- ・ 同一の保健所管内の複数の医療機関等でクラスターが発生した場合に、当該医療機関等の所在する保健所管内の医療機関等の入院患者、入所施設利用者、通所施設利用者及び当該医療機関等で業務に従事する者であって、感染拡大防止を図る観点から必要な範囲のものに接種する場合

なお、初回接種の完了から 8 か月以上の間隔をおかずに追加接種を実施する場合には、以下の点に留意すること。

- 実施に当たっては、市町村が（1）上記のいずれかに該当する根拠、（2）対象者の範囲、（3）対象者の見込み人数の情報を含む接種計画を策定し、事前に都道府県を通じて厚生労働省と相談すること。
- 既に配分されたワクチン（初回接種のために配分されたワクチンで、未接種となっているものを含む）を使用して実施すること。
- 予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）附則第 8 条第 1 項の規定に基づき、初回接種の完了から 6 か月以上の間隔をおいて実施すること。

以上